

感染症の予防及びまん延の防止のための指針

一般社団法人コミュニケーションセンターかしわ
訪問介護ステーションこみせん

本指針の目的

この指針は、一般社団法人コミュニケーションセンターかしわが運営する事業所において感染症が発生し、または、まん延しないように防止することを目的とする。

1. 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための基本的考え方

当事業所における感染症の予防及びまん延防止のために必要な措置を講じる体制を整備し、職員の安全を確保するために必要な対策を実施する。

2. 感染症予防等対策委員会の設置

事業所内における感染症予防対策及び感染症発生の際のまん延防止に取り組むため、感染症予防等対策委員会（いか、「委員会」という。）を設置する。

（1）委員会の構成及び委員の役割

① 管理者

事業所運営全般の指揮

② 介護・介助職員

感染症に関する現場情報の収集・報告

日常的なケアからの異常早期発見

感染症まん延防止対策に沿った介護・介助の提供

③ その他

（2）委員会の業務

委員会は、6ヵ月に1回以上の開催のほか、委員長招集により必要に応じて随時開催し、次に掲げる事項について審議する。

① 利用者の健康状態の把握

② 職員の健康状態の把握

③ 感染症対策に関する職員研修の企画立案

④ 事業所における感染症対策実施状況の把握

⑤ その他、感染症対策に関すること

3. 職員研修の実施

法人の職員を対象として、感染症予防等対策の知識・技術の習得・向上を目的として、委員会の企画立案により、以下の通り実施する。

- ① 新規採用職員対象
新規採用時に基本的な感染症予防対策に関する研修を実施する。
- ② 全職員対象
全職員を対象として、感染症予防等対策に関する研修を年1回以上実施する。
- ③ その他
その他、必要と思われる対象者に、必要と思われる時期に研修を実施する。

4. 訓練（シュミレーション）の実施

感染症発生の際の対応能力を高めるため、具体的な設定条件の下での訓練（シュミレーション）を、次のとおり実施する。

- ① 対象者
全職員を対象として実施する。
- ② 実施回数
年1回（必要に応じて2回以上）実施する。
- ③ 実施方法
訓練対象となる感染症、原因物質、対応場面（嘔吐時など）を設定し、発生時の具体的な対応方法について、実技を用いた実践形式で訓練する。

5. 平常時の対応

- (1) 事業所内の衛生管理として感染症の予防及びまん延防止のため、日頃から整理整頓を心がけ、換気、掃除、消毒を定期的に行い、事業所内の衛生管理、清潔保持に努める。
- (2) 職員の標準的な感染対策として、職員は、感染症の予防及びまん延のため、検温、手洗い、手指消毒を行う。
- (3) 職員は、利用者の異常の兆候をできるだけ早く発見するために、利用者の体の動きや声の調子・大きさ・食欲などについて日常から注意して観察し、異常症状を発見したら、すぐに家族、主治医に知らせる。

6. 感染症は食中毒の発生の対応

- (1) 感染症や食中毒（以下「感染症等」という。）が発生した発生した場合や、それが疑われる症状が生じた場合には、以下の手順に従って報告する。
 - ① 職員が利用者の健康管理上、感染症等を疑ったときは、かかりつけ医への相談や医療機関の受診を勧める。
 - ② 受診の結果、感染症等と判断された場合は、サービス提供した職員の健康状態を把握する。
 - ③ 事業所内に、当該感染症の症状と似た職員が複数いる場合は、保健所やかかりつけ医等へ相談する。
 - ④ 事業所がサービス提供している他の利用者の健康状態も把握する。

- (2) 職員は感染症等が発生したとき、又はそれが疑われる状況が生じたときは、拡大を防止するため速やかに以下の事項に従って対応する。
- ① 発生時は、手洗いや排泄物・嘔吐物の適切な処理を徹底し、職員を媒介して感染を拡大させることのないよう、特に注意を払うこと。
 - ② 感染者または感染が疑われる利用者の居宅を訪問する際には、訪問直前に使い捨ての予防着、マスク、手袋を着用する。また訪問後は速やかに使用した予防着等をビニール袋に入れ、常備しているアルコール消毒液で手指消毒を行うこと。
 - ③ 利用者の主治医や看護師の指示・協力を仰ぎ、必要に応じて居宅内の消毒を行うこと。
 - ④ 利用者の感染が疑われる際には、速やかに職員が関係機関に連絡を入れ、サービス利用の調整を行うこと。
 - ⑤ 必要に応じて利用者の主治医や保健所に相談し、技術的な応援の依頼及び支持を受けること。
- (3) 感染症等が発生した場合には、利用者の主治医、保健所、行政等の関係機関に報告して対応を相談し指示を仰ぐ等、緊密に連携を図り、必要に応じて職員への周知、家族への情報提供と状況の説明等を行う。
- (4) 次のような場合、迅速に市の担当課に報告するとともに、保健所への対応を相談する。
- ① 市の担当課への報告
(報告が必要な場合)
 - (ア) 同一の感染症等による、またはそれらが疑われる死亡者・重篤患者が、1週間以内に2名以上発生した場合。
 - (イ) 同一の感染症との患者、またはそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合。
 - (ウ) 上記以外の場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に管理者が報告を必要と認めた場合。(報告する内容)
 - (ア) 感染症等が疑われる利用者の人数
 - (イ) 感染症等が疑われる症状
 - (ウ) 上記利用者への対応や法人における対応状況等
 - ② 保健所への届け出
医師が、感染症法、又は食品衛生法の届出基準に該当する患者またはその疑いのある者を診察した場合には、これらの報告に基づき、保健所等への届出を行う必要がある。

7. その他

- (1) 法人は、一定の場合を除く、利用予定者が感染症や既往であっても、原則としてそれを理由にサービス提供を拒否しないこととする。

- (2) 指針及び感染症等対策に関するマニュアル類等は委員会において、定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。
- (3) 指針は誰でも閲覧できるように事業所に備えおく。

(付則)

この指針は令和4年4月1日より施行する。

この指針は令和5年10月1日より改訂。

この指針は令和7年9月1日より改訂。